

ワールド ウッド トренд

No. 14, 4 NOV 2014



中国検疫当局は木質こん包材の検疫規定を見直し

中国の国家品質監督検査検疫総局は7月21日、管下の検査検疫局宛「輸出入貨物木質こん包材検疫要求の調整に関する通知」(質検動函〔2014〕113号)を下した。中国検疫当局の今般の木質こん材の検疫に関する規定の見直しは、国際植物防疫条約(IPPC)に基づき設置植物防疫措置に関する委員会が定める植物検疫措置に関する国際基準第15号の改定との調和並びに対外貿易の円滑な進行を図るものである。木質こん包材の検疫について以下のとおり見直された規定は、2014年9月1日から適用する。

1. 次の6種の木質こん包材が、国家品質監督検査検疫総局令第69、84号の規定に適合する対象から除くこととする。

- (1) 薄木材(厚さ6mm及び以下)で作られた木質こん包。
- (2) 接着、加熱、加圧などの方法で製造された合板、パーティクルボード、繊維板などで作られた木質こん包。
- (3) ワイン或いは烈酒貯蔵用の、製造過程で加熱処理を受けた木製樽。
- (4) ワイン、葉巻或いはその他の贈答用商品用で、製作過程で加工又は有害生物の除去のその他の処理を受けた木質箱。
- (5) のこくず、かんなくず、緩衝用木毛。
- (6) 運輸車両やコンテナに永久で固定された木質部品。

2. 木質こん包が皮むきの木材を使用して作らなければならない。木質こん包の樹皮の残留は、幅3cm未満或いは残留分の合計面積50cm²未満に満たさなければならない。木質こん包に対し、臭化メチル燻蒸処理を行う場合、処理前に樹皮を除去しなければならない。

3. 木質こん包に対する防除処理の方法については、加熱処理(HT)、臭化メチル燻蒸処理(MB)のほか、誘電加熱処理(DH)を採用してもよい。その技術要求は以下のとおり。

(1) 誘電加熱処理の指標：マイクロ波などによる誘電加熱により、木材表面の温度が、加熱開始後 30 分以内に 60℃以上に達し、かつ少なくとも 1 分間を維持すること。

(2) 誘電加熱処理の要求：①木質こん包材の温度の最低箇所（通常、木材の表面）で少なくとも 2 セットの温度センサーを使用して測定。②厚さ 5cm を超えた木質こん包材料には、誘電加熱を双方向又は多方向に用いるべきである。

4. 木質こん包への IPPC 標識の大きさ、字体並びに標記位置は、必要に応じて変更することができる。ただし、矩形或いは正方形でなければならない ()。マーク内の情報表示は規定に符合し、商標、偽造防止記号などの内容の挿入をしてはいけない。ただし、偽造防止、履歴追跡など必要なその他情報がマーク欄外に書き加えることができる。2014 年 9 月 1 日から、総局令第 69 号及び第 84 号に定められた標識様式の使用を全面に停止する。ただし、現在使用中の、既に改定前の IPPC 標識を与えた木質こん包については、防疫検査により監視対象の有害生物が発見されない場合、合格と判断する。

5. 輸出入貨物の木質こん包の繰り返し使用を認める。その条件は以下のとおり。

(1) 国際基準第 15 号に基づき防疫処理後、IPPC 標識を加えた木質こん包は、修繕、再製造或いはその他の改造が施されていない場合、繰り返し使用ができることとし、新たな防疫処理又は標記が不要である。

(2) 修繕の木質こん包は、取替えの部品が全体の三分の一を超えたものを指す。修繕中に増加した木材については、防疫処理を受けなければならない、相応な標識を加える必要がある。従って、一の木質こん包の上に複数の異なる標識を与えることが可能である。

(3) 再製造の木質こん包は、取替えの部品が全体の三分の一を超えたものを指す。再製造が施された木質こん包は、新たに防疫処理を受ける必要があり、かつ、現有の標識を除去し新しい標識を加える必要がある。

(出所：JAWIC CHINA NEWSLETTER, No. 14, 2014)